

特定建築物排出量削減計画制度の概要

京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づく

特定建築物再生可能エネルギー導入計画制度の概要

京都府では、地球温暖化防止を推進するため、特定建築物の建築主に対し、特定建築物排出量削減計画書等を作成し、京都府知事に提出するとともに、特定建築物への**一定量以上の府内産木材の使用及び再生可能エネルギー設備の導入**を義務づけています。

■ 対象となる特定建築物とは、

延床面積 2,000 平方メートル以上の建築物の新築又は増築が対象です。

■ 京都府土木事務所に届出が必要です。

開発や建築物の新築・増築の事前協議等の際に御相談ください。

○ 削減計画書及び導入計画書

温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施する措置等を記載し、CASBEE シートなど次の必要書類を添付して、工事着工日の 21 日前までに提出してください。

※添付書類には、インデックスによる付番をお願いいたします。

- ① 「CASBEE-建築（新築）」による評価結果
(CASBEE-建築（新築）は、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構のホームページからダウンロードしてください。)
- ② CASBEE で高得点（4 点又は 5 点）を付けた場合、その具体策を図面等で明示した資料
- ③ 府内産木材等の使用基準量の算出の根拠となる資料（府内産木材等使用基準量算出シート）
- ④ 温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施する措置が具体的にわかる資料又は図面
- ⑤ 再生可能エネルギー利用設備による一次エネルギー量の算定方法が記載された資料
- ⑥ 再生可能エネルギー利用設備の内容を説明した資料（仕様書、カタログ、設置図面等）
- ⑦ 再生可能エネルギーの効率的利用設備（蓄電池、エネルギーマネジメントシステム等）を導入する場合は、設備の内容を説明した資料（仕様書、カタログ等）
- ⑧ 位置図、平面図、建物立面図、断面図、求積図、仕上図、配置図、設備機器一覧等
- ⑨ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に添付する「各種計算書」の写し又は建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出書若しくは通知書の写し
- ⑩ 届出記載事項におけるチェックシート（記入済みのもの）

工事完了後、使用した府内産木材等の種類・量が確認できる証明書等の写し、再生可能エネルギーの利用設備の内容・設置場所を説明した資料（設置写真・図面等）などの必要書類を添付して15 日以内に提出してください。

○ 変更届

変更の内容が、次のいずれか 1 つ以上に該当する場合は、変更届の提出が必要です。

■ 特定建築物排出量削減計画書

- ① 特定建築主の氏名及び住所の変更（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 特定建築物の床面積の増加（特定建築物再生可能エネルギー導入計画書も同様）
- ③ 特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の値の変化
- ④ 府内産木材等の使用基準量の変更
- ⑤ 特定建築物の温室効果ガス排出量の削減を図るための措置の変更

■ 特定建築物再生可能エネルギー導入計画書

- ⑥ 特定建築物に導入すべき再エネ設備等から得られる熱及び電気の量の減少
- ⑦ 再エネ設備等の種類の変更

■ 基準の概要

■ 府内産木材等の使用

○ 使用基準量

木材が使用可能な居室（法令による防火構造等が要求されない居室及び衛生上木材利用が可能な居室）の面積を A_1 、 A_2 、 A_3 とすると

$$\text{使用基準量 (m}^3\text{)} = 1/100 (\sqrt{A_1} + \sqrt{A_2} + \sqrt{A_3} + \dots)$$

（使用量は、内装材、外装材、構造材、敷地内に設置する工作物等を含む建物の敷地全体で算出できます。）

○ 使用を義務付ける木材

- 知事が認める認証制度に基づく木材（例 ウッドマイレージ CO₂ 認証木材等）
- 知事が認める産出表示を受けた木材（例 みやこ杉木） 等

次の居室は、算定対象の面積から除外します。

- ・ 建築基準法施行令第 128 条の 5 第 2 項、第 3 項、第 5 項、第 6 項の規定により当該居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃性材料以上としなければならない居室
- ・ 利用形態等により木材等をその建築材料として使用することが困難と認められる居室
 - (1) 浴室、脱衣室、冷凍室、冷蔵庫その他居室の利用状況により常に湿気にさらされている居室
 - (2) 作業所、医師室、手術室、X線室、操作室、暗室その他居室の利用状況により衛生環境を保つ必要がある居室
 - (3) 工場作業室その他居室の利用状況により水や薬品で清掃を頻繁に行う必要がある居室
 - (4) 倉庫、体育館、印刷室その他居室の利用状況により内装を設けない居室

■ 再生利用可能エネルギー利用設備の導入

<令和4年3月31日までに建築基準法に基づく確認申請が提出された場合>

○ 導入義務量（一律の最低導入義務量）

石油等の一次消費エネルギー換算で 3 万 MJ/年以上の設備を導入するもの
例えば、太陽光発電施設の場合、3. 1 kW 程度が目安

○ 導入設備

太陽光発電、太陽熱利用施設、小型風力発電、バイオマスボイラーなど

（具体的な計算例は、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する指針を御覧ください。）

※特定建築物に係る再エネ設備の導入・設置義務量は、令和4年4月1日から延床面積に応じて 6 万～45 万 MJ/年（延床面積×30MJ）に引き上げられます。詳しくは[こちら](#)をご参照下さい。

問い合わせ先

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

電話 075- 414- 4830

京都府建設交通部建築指導課

電話 075- 414- 5345

ただし、京都市内は、京都市都市計画局建築指導部建築審査課（電話 075- 222- 3616 ）

宇治市内は、宇治市都市整備部建築指導課

（電話 0774- 20- 8794 ）